

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都留市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県都留市

公表日

令和8年3月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<p>・児童扶養手当法に基づき、母子・父子家庭等の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、障害児については20歳未満の者)を監護している父・母、又は父・母に代わってその児童を養育している者に対しての児童扶養手当の支給に関する事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①資格管理②年金保険情報の確認③金融機関情報の確認④給付管理 <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の規定に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p> <p>・マイナポータルのお知らせ機能での通知事務</p> <p>・マイナポータルの電子申請機能での申請受付事務</p> <p>・情報連携における公金受取口座情報取得に係る事務</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条関係 別表 56の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 81の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 17、20、42、81、89、90、125、141、155、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 健康子育て課
②所属長の役職名	健康子育て課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 総務部 総務課 行政防災室 法制広報担当 Tel:0554-43-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒402-8501 山梨県都留市下谷2516-1 都留市 福祉保健部 健康子育て課 子育て包括支援室 子育て支援担当 Tel:0554-46-5113(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[1,000人未満(任意実施)]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </div> </div>
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[500人未満]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 </div> </div>
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[発生なし]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </div> </div>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>パスワード及び生体による二要素認証の導入により、児童扶養手当システムへのアクセスが可能な職員を限定し、当該職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員・アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p> <p>■ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	I 1.②事務の概要	<p>・児童扶養手当法に基づき、母子・父子家庭等の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、障害児については20歳未満の者)を監護している父・母、又は父・母に代わってその児童を養育している者に対する児童扶養手当の支給に関する事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①資格管理 ②年金保険情報の確認 ③金融機関情報の確認 ④給付管理</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>	<p>・児童扶養手当法に基づき、母子・父子家庭等の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、障害児については20歳未満の者)を監護している父・母、又は父・母に代わってその児童を養育している者に対する児童扶養手当の支給に関する事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①資格管理 ②年金保険情報の確認 ③金融機関情報の確認 ④給付管理</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p> <p>・マイナポータルのお知らせ機能での通知事務 ・マイナポータルの電子申請機能での申請受付事務</p>	事後	
平成30年6月1日	I 1.③システムの名称	Acrocity福祉総合(児童扶養手当)システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	Acrocity福祉総合(児童扶養手当)システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	
平成30年6月1日	I 5.②所属長	健康子育て課長 小野田 波子	健康子育て課長 齊藤 浩稔	事後	
令和1年6月1日	I 5.②所属長の役職名	健康子育て課長 齊藤 浩稔	健康子育て課長	事後	
令和3年4月1日	I 8連絡先	〒402-8501 山梨県都留市下谷2516-1 都留市 福祉保健部 健康子育て課 子育て支援担当 TEL:0554-46-5113(代表)	〒402-8501 山梨県都留市下谷2516-1 都留市 福祉保健部 健康子育て課 子育て包括支援室 子育て支援担当 TEL:0554-46-5113(代表)	事後	
令和4年1月4日	I 1.③システムの名称	Acrocity福祉総合(児童扶養手当)システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和4年1月4日	I 2.特定個人情報ファイル名	児童扶養手当受給者台帳	受給者情報ファイル、宛名情報ファイル	事後	
令和4年1月4日	II 1.いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年12月3日 時点	事後	
令和4年1月4日	II 2.いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年12月3日 時点	事後	
令和4年1月4日	IV 8.実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和5年5月10日	I 1.②事務の概要	<p>・児童扶養手当法に基づき、母子・父子家庭等の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、障害児については20歳未満の者)を監護している父・母、又は父・母に代わってその児童を養育している者に対する児童扶養手当の支給に関する事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①資格管理 ②年金保険情報の確認 ③金融機関情報の確認 ④給付管理</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p> <p>・マイナポータルのお知らせ機能での通知事務 ・マイナポータルの電子申請機能での申請受付事務</p>	<p>・児童扶養手当法に基づき、母子・父子家庭等の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、障害児については20歳未満の者)を監護している父・母、又は父・母に代わってその児童を養育している者に対する児童扶養手当の支給に関する事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①資格管理 ②年金保険情報の確認 ③金融機関情報の確認 ④給付管理</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p> <p>・マイナポータルのお知らせ機能での通知事務 ・マイナポータルの電子申請機能での申請受付事務</p> <p>・情報連携における公金受取口座情報取得に係る事務</p>	事前	
令和5年5月10日	II 1.いつの時点の計数か	令和3年12月3日時点	令和5年5月1日時点	事後	
令和5年5月10日	II 2.いつの時点の計数か	令和3年12月3日時点	令和5年5月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月13日	I 1.2事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当法に基づき、母子・父子家庭等の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、障害児については20歳未満の者)を監護している父・母、又は父・母に代わってその児童を養育している者に対する児童扶養手当の支給に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①資格管理 ②年金保険情報の確認 ③金融機関情報の確認 ④給付管理 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ・マイナポータルのお知らせ機能での通知事務 ・マイナポータルの電子申請機能での申請受付事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当法に基づき、母子・父子家庭等の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、障害児については20歳未満の者)を監護している父・母、又は父・母に代わってその児童を養育している者に対する児童扶養手当の支給に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①資格管理 ②年金保険情報の確認 ③金融機関情報の確認 ④給付管理 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の規定に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ・マイナポータルのお知らせ機能での通知事務 ・マイナポータルの電子申請機能での申請受付事務 	事後	
令和8年3月13日	I 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 37項 平成26年内閣府・総務省令第5号第29条	番号法第9条関係 別表 56の項	事後	
令和8年3月13日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】13.16.26.30.47.64.65.87.116項 【情報照会】57項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】12.19.35.36.44条 【情報照会】31条	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 81の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 17、20、42、81、89、90、125、141、155、161の項	事後	
令和8年3月13日	II 1.いつの時点の計数か	令和5年5月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和8年3月13日	II 2.いつの時点の計数か	令和5年5月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和8年3月13日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和8年3月13日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	
令和8年3月13日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和8年3月13日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		評価書記載のとおり	事後	